

青森県後期高齢者医療広域連合の給与等について

平成28年3月7日

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の給与と職員数などの状況についてお知らせします。

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 25年度の人件費率
26年度	千円 421,660	千円 32,454	千円 16,426	% 3.9	% 3.3

(注) 市町村から派遣されている職員の人件費については、通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・単身赴任手当は広域連合から直接支出されていますが、それ以外は派遣元から支出されています。派遣元から支出された人件費については、年度末に精算し人件費負担金として派遣元に支出しています。平成26年度の派遣職員人件費負担金額は113,902千円です。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)
26年度	人 2	千円 7,163	千円 5,024	千円 1,413	千円 13,600

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
2 職員数には、市町村から派遣されている職員は含まれていませんが、職員手当には、市町村から派遣されている職員に支給された、通勤手当及び時間外勤務手当が含まれています。

(3) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[平成27年4月1日]

国の見直しの内容を踏まえ、平均2%の引下げ。

また、平成31年3月31日までの間、経過措置を実施。

②その他の見直し内容

平成27年4月1日より、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について国の見直しを踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
61.9歳	306,150円	359,469円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における職員（市町村から派遣されている職員は含まれていません。）の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる管理職手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況 (27年4月1日現在)

区 分	広域連合	国
大 学 卒	174,200 円	174,200 円
高 校 卒	142,100 円	142,100 円

3 級別職員数の状況 (27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	0 人	0.0 %
2 級	主 事	0 人	0.0 %
3 級	主 査	0 人	0.0 %
4 級	主 幹	0 人	0.0 %
5 級	課 長 ・ 副 参 事	1 人	50.0 %
6 級	事務局長 ・ 課 長	1 人	50.0 %
7 級	困難な業務を所掌する事務局長	0 人	0.0 %
8 級	特に困難な業務を所掌する事務局長	0 人	0.0 %

(注) 青森県後期高齢者医療広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

広 域 連 合	国
1人当たり平均支給額 (26年度) 618 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 1.45月分 (1.40)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	1,210 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	68 千円
支給実績 (25年度決算)	1,131 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	57 千円

(注) 市町村から派遣されている職員に支給された分も含まれています。

(3) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制 度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度 決算)	支給職員1人 当たり平均支 給年額 (26年度決算)
扶養 手当	配偶者や子などを扶養してい る場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目 6,500円 (配偶者がいない場合11,000円) 1人目以降 1人につき 6,500円 子が満16歳～22歳の加算 5,000円	同		0千円	0円
通勤 手当	交通機関や自家用車などで通 勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機 関利用の場合 最高 70,000円 自家用車など利用の場合 最高 44,000円	異なる	バスや電車な どの公共交 通機関利用 の場合の最 高額(国は、 55,000円) 自家用車な ど利用の場 合の最高額 (国は、 24,500円)	1,641千円	273,386円
住居 手当	借家や借間の家賃を負担して 住んでいる場合に支給されま す。 最高 27,000円	同		0千円	0円
单身 赴任 手当	派遣されたことに伴い、配偶者 と別居して単身で生活すること となった場合に支給されます。 最高 100,000円	同		348千円	348,000円
寒冷地 手当	寒冷地に勤務する職員に支給 されます。 支給期間 11～3月までの5か月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		0千円	0円
休日 勤務 手当	休日等において、正規の勤務時 間中に勤務することを命ぜら れた職員に支給されます。 支給額＝勤務1時間当たりの 給与額×135/100× 勤務時間数	同		0千円	0円

